

平成23年度第3回年金業務監視委員会

平成23年7月26日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただ今より、平成23年度第3回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、片桐委員と草野委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

本日は、先月より担当政務官になられました逢坂政務官、そして総務大臣政務官を退任されました内山前政務官にも御出席いただいております。議事に先立ちまして、まず内山前政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

【内山前政務官】 皆さんこんにちは。内山晃でございます。諸般の事情によりまして、6月27日付けで、年金業務監視委員会の皆様には在任中大変お世話になりましたが、政務官を辞任することとなりました。また、本日は会議の貴重な時間を割いていただきまして、最後の御挨拶をさせていただくことに、重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

大変短い在任期間でございましたが、実績といたしまして、年金業務監視委員会で、厚生労働省が議会の承認も受けず、「運用3号」などというとんでもない法律違反の瑕疵(かし)のある仕組みを訂正できたことは大変うれしく思っております。国の年金制度の崩壊を阻止できたことは、年金業務監視委員会の皆様の御努力のたまものと心から感謝いたします。

まだ年金記録問題は完全に解決したわけではございません。年金の適用問題、そして保険料徴収納付問題等、まだまだ課題がたくさんあるかと思っております。私としても、いち早く退任することは大変残念でありませんが、引き続き逢坂政務官、そして郷原委員長、また各委員の皆様には、御尽力をいただけますよう心からお願いを申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきますたいと思っております。在任中は大変お世話になりましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

【郷原委員長】 内山前政務官、御挨拶ありがとうございます。

続きまして、逢坂政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

【逢坂政務官】 皆様こんにちは。ただ今御紹介いただきました、逢坂誠二でございます。内山前政務官から業務を引き継ぎまして、この年金業務監視委員会を担当させていただくことになりました。御案内のとおり、内山前政務官は社会保険労務士でもあり、この

年金問題について並々ならぬ意欲、熱意を持って取り組んでおられたわけであります。その一つの結実が、ただ今お話もございました「運用3号」の問題について深く切り込むということができたわけであります。私もその力をすごいなと思ってそばで見えておりました。私自身、内山前政務官の熱意、力には及ぶべくもございませんけれども、精いっぱい頑張っ
てまいりたいと思いますので、郷原委員長を始め委員の皆様方には御指導よろしくお願
い申し上げます。

私自身は、長い間、自治体の現場で仕事をしておりました。その際に、実は年金の事務
そのものについて、非常に不安、あるいは危惧を持っていたことも事実であります。国の
事務がどういう状況なのかということはこの挨拶の中では詳しく申し上げませんが、
果たしてこれで、いざ国民の皆様が、受給権が発生する時期になって十分にその受給権を
行使することができるのかと不安に思う場面も少なくなかったわけであります。

そうした中で、平成12年、分権一括法が施行されるときに、自治体が年金事務の多くの
役割を国へ移すことになったわけですが、そのときに私は、これは下手をすると年金制度
を劣化させるその引き金になりかねないということを随分心配いたしまして、当時の私の
地域を所管しておりました社会保険事務所の皆さんともいろいろと意見交換をさせていた
だきました。しかしながら、当時の政府の大きな流れを必ずしも変えることはできずに、
私の危惧が当たったという少し言い過ぎかもしれませんが、当たらずとも遠から
ずという状況になってきたのではないかと感じているところであります。

しかしながら、日本の国において、この年金制度をしっかりとっていくということは国民
にとって非常に大事なことであります。是非またこの年金業務監視委員会の皆様のお力を
借りまして、より良い年金制度の実施のために御尽力いただければと思います。

以上、大変簡単ですけれども、申し上げまして御挨拶にさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

【郷原委員長】 逢坂政務官、御挨拶ありがとうございました。

なお、内山前政務官におかれましては、ここで退席されます。どうもありがとうございました。

【内山前政務官】 ありがとうございました。

【郷原委員長】 それでは、これから議事に入ります。

本日は、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議、また、厚生年金保険及び国
民年金の適用・収納事務について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行いま

す。

まず、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議についてヒアリングを行います。

この会議については、前回の委員会において、大塚厚生労働副大臣から、外部有識者で構成する調査チームを作って、いわゆる「運用3号」の取扱いが行われることになった経緯や、その背景にある年金行政の長年の経緯も含めて調査を行い、年内に調査結果を取りまとめる予定との御説明がありました。その後、この調査会議が設置されまして、当年金業務監視委員会としても調査会議の体制、調査のやり方など注目しているところであります。

それでは、この問題について御説明をお願いします。

【八田調査会議事務局長】 厚生労働省の政策審議官の八田と申します。この調査会議の庶務を担当しております。よろしく願いいたします。

お手元の説明資料1-1を御覧ください。この調査会議設置の経緯につきましては、ただ今、郷原委員長から御説明いただきましたので、割愛いたしますが、大塚副大臣の主導の下で、6月の下旬に、大臣の御了解をいただきまして、こういう設置要綱を定めました。

1番の目的でございますが、第3号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図る、これが目的でございます。

3番、庶務は大臣官房でやることになってございます。

2番の構成でございますが、次の2ページを御覧いただきますと、構成員は5名のメンバーで構成されており、大塚副大臣自ら座長になって議論をリードしようということでございます。あとは、弁護士の方が2人と学者の方が2人でございます。弁護士の最初の方は、赤松先生とおっしゃいまして、この方は検事の御経験もあり、刑法やコンプライアンスに大変詳しい方でございます。弁護士のもう一人の方は、柳志郎先生という方でございます。この方は商法やコンプライアンスに大変詳しい方でいらっしゃいます。学者の先生2人のうちの伊藤先生は、首都大学東京の教授をしておられまして、御専門は行政学の方でございます。それから、神奈川県立保健福祉大学の山崎名誉教授は、社会保障を長年御専門にされた、この道の大変な権威でございます。こういった方々に検証をお願いしようと思っております。

これまでの経緯でございますが、次の3ページ目を御覧いただきますと、第1回の会合を6月30日の夕方に行いました。1時間45分ほど行いまして、中身としましては、議事要旨を毎回発表しておりますが、特に(4)以下、先ほど委員長からも御指摘がございまし

たが、平成21年秋の問題発覚以降の対応や、あるいは通知が出るに至った背景、その二つをきちんと検証しようということになっております。また、既に過去のファクトファインディングをやっておりまして、この問題に、過去どういう経緯があったのかということ、一生懸命資料を集めて、その都度この委員会に御説明しては御議論いただいたわけがございます。もともと一昨年の秋の職員アンケートがきっかけになったわけがございますが、実はその前の行政監察でも指摘をされたことがございまして、そのようなことについてきちんと問題意識を持ってやっていこうと、組織としてどういう問題意識を持ったかということが重要なんだということがここで指摘されました。それから、社会保険庁の風通しが悪いという構造もあったのではないかと御指摘や、人間のミスがあるという指摘。それから、最終的な報告書では間違いのない年金行政にするためにはどうすればいいかということに触れていかなければいけないという指摘。大塚副大臣のお言葉を借りますと、こういう調査会議でいろいろなことを検証して、年金行政改善のためのインプリケーションを得ることが目的なのだということを常々から言っておられます。そして、次の丸でございますが、調査というものは、目的や主旨、手順、スケジュールが大事だと。書面調査をどうするか、ヒアリングをどうするか、こういったことを早く詰めようということで、次回の会合でその辺りのコンセンサスを得ようということになっておりました。

実は、次回の第2回は、本日の午後3時から4時40分頃まで行いまして、その後追加的に発見した資料を御説明いたしまして御議論いただきました。その結果としては、平成16年の行政監察の前に会計検査院からも、少し異なる指摘がございましたので、そのような点をいろいろと調べると、この不整合記録問題というものを、いつ頃から社会保険庁として、組織として認識していたのかと、そういう過去の経緯をきちんと調べなければいけないということで、今回は直ちにヒアリングリストを固めるということはず、お盆の前にもう1回会合を開き、更にいろいろな資料を追加的に収集して、それをみんなで読んで、そしてだんだんとヒアリング対象や、まずどんなことを書面調査するかなど、そういったことを練り上げていこうではないかということで今回は終わりました。したがって、次回は、まだ具体的な日程は決まっておりませんが、お盆前ぐらいにもう1回やりまして、できれば今日の議論では9月ぐらいからでもヒアリングをやっていきたいと。そして、年内には所要の報告書をまとめて結論を出したいと。そして、前回、5月の末のこの委員会で大塚副大臣がおっしゃっておられますが、当然のことでございますが、報告書をまとめましたらこちらの委員会にきちんと御説明にまいるということでございます。

以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、発言をお願いします。

大塚副大臣に前回来ていただいたときに、今回の「運用3号」問題の背景にある厚生労働省年金局の体質や、過去のいろいろな問題なども含めて、第三者、外部の者も含めた調査の組織を作って明らかにするというのは、我々としても大変評価できると言ったわけですが、当然のことですが、年金局の体質や組織の問題だけではなくて、「運用3号」問題というのは最終的に政務三役も含めてこういうやり方でいこうという決定をされたんだと思いますから、そのときの政務三役の関わりとか、そういったことも当然明らかにされるということだと思いますが、最初から厚生労働省年金局の事務方の問題だという前提で調査されるようなことがあってはならないと思うんですが、その点はいかがですか。

【八田調査会議事務局長】 その点はおっしゃるとおりでございます。具体的にどういう方をヒアリングするかはまだ固まっておりませんが、当然、政務三役も含めて書面調査を実施して、そのお答えを拝見してから、また調査会議で集まって具体的にどういう方からお話を伺うかということで、政務三役の方を初めから除外するとかそういうことはございません。それは大塚副大臣も当然そういう御意思でおられます。

【逢坂政務官】 是非、この調査会議を成果の上がるものにしていただきたいと思います。先ほど、挨拶の中で若干不明朗なことを言ったかもしれませんが、自治体の現場で、私は直接年金の事務に携わったことはございませんが、首長になりましてから社会保険事務所の職員の皆様や所長などとも話をしていると、やはり風通しが必ずしも良くなかった現実は否定できなかつただろうと思います。あれから10年近く経過しまして、いまだにもしそういうことがあるとするならば、それは何としても、一刻も早くそういう状況から脱却しなければいけないと思いますので、是非とも、風通しの良い状況の中で状況把握がしっかりできて、今後の問題の再発防止にしっかりとプラスになるようにやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【郷原委員長】 よろしいでしょうか。

それでは続いて、厚生年金保険及び国民年金の適用・収納事務について、ヒアリングを行います。

この議事については、これまでに開催した委員会において、ヒアリングを行った際に、

委員の方々から、厚生年金保険、国民年金の適用・収納事務に関して様々な御質問、意見が出されていたところです。本日、最近の状況も含めて改めてヒアリングを行おうということですので、御説明をお願いします。

【岡村厚生年金保険部長】 それでは、御説明させていただきます。年金機構厚生年金保険部長の岡村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております説明資料2-1を御覧いただけますでしょうか。こちらに沿いまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、一点目でございますが、「厚生年金・健康保険の適用促進業務のフロー」というフローチャートが載っているかと思っております。この適用促進事業といいますのは、もう御存じとは思いますが、事業者のうち、厚生年金に加入していない者に対しまして、厚生年金の適用を促進していこうという業務でございます。

まず、このフローの一番上を見ていただければ分かるんですが、適用促進業務をやっていると思うと、まずその対象を見付けなければいけないということで、対象を見付けるための方策としてどういうことをやっているかというもので、厚生労働省と日本年金機構が保有する情報と、関係機関である、労働局、運輸局——運輸局の陸運局がメインなんですが——等からの情報提供、そして少し属性が違いますが、被保険者からの情報提供。これは、雇用されているんですが、どうも厚生年金に入っていないような気がします、というような通報と御理解いただければと思います。そういった情報源から集めた情報を突合せということで、マッチングするわけでございます。そのマッチングした結果、適用促進対象事業所を選定し、厚生年金に入ってくださいと勧奨する対象を選ぶということになっております。

そこで、ターゲットが決まったところでどういうことに移るかといいますと、下に「文書・電話による加入勧奨」、「訪問による加入勧奨」というのがございます。こちらの部分につきましては、現在、外部委託をしております、文書・電話による加入勧奨も訪問による加入勧奨も外部委託業者にやってもらっているところでございます。

それでも入らないという方につきましては、年金事務所自身がそれぞれに勧奨のいろいろな方策を講ずるわけでございますが、被保険者からの情報提供、通報があった場合は、外部委託による加入勧奨を飛ばして、いきなり日本年金機構自体の作業に入っていくということでございます。

日本年金機構自体の加入勧奨としてはどういうことをやっているかといいますと、年金

事務所への来所要請による加入指導でございます。一度、年金事務所に来てお話を聞いてくださいということで、電話や手紙を出しているわけでございます。それでも来ていただけないような方に関しては、戸別訪問でこちらから先方の事業所に伺って、加入してくださいという指導を行っているわけでございます。それでも加入していただけない場合は、認定による加入手続ということで、立入検査をして職権で入っていただくという場合もあるということでございます。最後の、認定による加入手続は、一番強い加入の勧奨なんです。そこに至るまでは、来所要請と戸別訪問を最低3回行って、粘り強く説得した上で、それでも入っていただけない場合に認定による加入手続をすることがあるという事業の流れになっているということで、御理解いただきたいと思っております。

これは未適事業ということで、加入していない人に入ってくださいということをやるときのフローでございます。

次、二点目でございます。厚生年金保険料収納業務、いわゆる取立てでございますが、こちらの滞納処分のフローというのはどうなっているのかということで、フローチャート載せておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

まず、毎月末に前月分の保険料の納期限が来ます。その次、納付督促ということで、督促より一段階弱いんですが、期限が来ていますのでお払いいただけませんかという内容の納付督促文書というのを事業者に出します。それでも払っていただけない場合には、次の月の15日頃に督促ということで、いわゆる督促状を送ることになります。その督促状を送りますと、督促の期限、大体15日に出して25日に設定されているわけですが、その25日の期限を設定するわけでございます。それで期限を徒過いたしますと、そこからいわゆる滞納処分が開始されるわけでございます。滞納処分といいましても、いきなり行って差押えするなどというわけではございません。ここに書いておりますように納付督促、それから事業所へ臨場します。納付督促というのは、まず来所通知書を出して、来てくださいと言うわけでございます。それでも来てくれなければ、こちらから事業所へ臨場するという納付督促文書を出すわけでございますが、この段階で何をやっているかといいますと、先方の財務状況や御事情を聞いて、分割納付等での納付計画の御相談をしようということでございます。何も無理に全部払えというのではなくて、先方のことをいろいろ考えた上で、誠意を持って納付計画を立てていただければ、こちらとしても分割納付等に応じますということで、この段階で御相談に応じているということでございます。そういった段階が納付督促と事業所への臨場でございますが、それでも応じていただけない、誠意を持

って対応していただけないという場合、財産調査という段階に移ることになります。例えば銀行ですとか、得意先に対する売掛金ですとか、実際財産をお持ちなのに払っていただけていないんじゃないかという意味で周辺の調査をするというのが財産調査でございます。こういった財産調査を行った上で、ないものは取れないので、差押えをするということを予告した上で、搜索・差押えをして、最終的には換価という形になっていくわけでございます。

以上が、厚生年金保険料収納業務のフローでございます。

次に移らせていただきまして、「厚生年金保険等の適用促進に係る平成23年度計画」ということで、適用に関して平成23年度にどういう形でやっていくかということを書いているわけでございますが、ポイントとなるところだけを御説明させていただきたいと思っております。

二番目の日本年金機構全体の目標というところで書いておりますが、(2)で、未適用事業所に係る適用促進の中心的な施策となる「訪問による重点的加入指導」対象事業所数の目標が1万3,000ということで、まだ適用になっていない事業者の方は大体10万ぐらいと把握しているんですが、そのうち1万3,000について、実際に事業所に行って説得しようと考えております。先ほども説明しましたが、来所を要請する場合がありますが、来所ではなかなか来ていただけないので、一番効果がある訪問から行うというところに力を入れているということでございます。

次に、(3)を御説明させていただきたいんですが、適用事業所、既に適用されているところにつきましても、適用事業所総数の4分の1について調査をするということで考えています。これはどういったことかといいますと、適用事業所の方は、そのおおむねは真面目にやっけていただいておりますが、調査に行くと間違いを見付けるということもありますので、4分の1ということで、4年で一巡できるぐらいで順次接触していきます。こちらに事業者の方を引き付けておくというのも、施策としてやはり大事でございますので、そういった観点からやっているということでございます。

以上の目標を達成するために、「4. 目標達成のための主要な取組」ということで、本部、ブロック本部、年金事務所という三層になっているわけですが、それぞれのレベルにおいて講じている施策を説明させていただいております。

次、4番目、「厚生年金保険等の収納に係る平成23年度行動計画」ということで、先ほどとも重なるところはあるんですが、日本年金機構全体の目標のところ、未適用事業所への適用対策の進捗状況を踏まえ、確実に保険料収入を確保する。口座振替実施率について、

22年度と同等以上の水準を確保する。これは後ほど出てまいります、80%強になっているところがございます。3番目でございますが、納付期限内収納の確保に努めるとともに、新たな滞納事業所を発生させないため、初期手順に基づく納入督促の徹底を図るということで、およそ滞納というものは何でもそうなんです、初期に対応しますと、割と払っていただける場合が多いんですが、放置しておくと、こじれてしまいますので、何でも初期対応が大事ということで、新規に発生した場合を重点的にやっていきたいと思いますということでございます。4番目の時効中断措置の全件実施ということですが、年金債権は2年で消滅してしまいますので、年金債権を消滅させないために時効の中断を確実にやっていくということをやっているわけでございます。その次の、執行停止というのは、要は倒産して取れないものとかそういうものにつきましては、民間企業でいう貸し倒れ処理のようなことを堅実にやっていきたいと思いますということを言っております。

「3.」のところでは、本部、ブロック本部、年金事務所、それぞれのレベルでこういったことを実現するために、どういったことをやっていくのかということの説明しているわけでございます。

ちょっと急ぎますが、「5.」の御説明をさせていただきたいと思っております。未適用事業所、先ほど言いました、入っていない事業所に対する適用促進事業を数字で表してございます。まず見ていただきたいのは22年のところ、上から3行目でございますが、適用事業所数ということで、入っていただいている事業所というのは174万8,000件いらっしゃるわけでございます。これに対して未適用事業所は10万7,000件ということで、全体でいえば4%、5%が入っていないのかなという数字になっているわけでございます。その10万件を潰していくためにどういったことをやっているかといいますと、先ほどフローで説明しましたが、適用対策というところを御覧いただきたいんですが、外部委託で、電話で「入ってください」というのを年間8万件、外部委託で行って「入ってください」と、パンフレットを置いて説明するのを6万5,000件、その次は日本年金機構自身がやっているんですが、来所要請というのが2,800件、あと、一番重点を置いている戸別訪問、こちらから事業所に行って「入ってください」と言うのが22年度で1万件ということになっております。戸別訪問につきましては、先ほど申しましたように、23年は1万3,000件に強化するというところで考えております。

一番下のところ、事業所調査事業所数ということですが、18年度を見ていただくと、46万件ということで、事業所数に対して4分の1程度行っていたんですが、19年度以降にい

ろいろとございまして、事務量が割けない結果、低下傾向にございました。22年で15万件、進行中の23年につきましてはまた46万件以上ということで、4分の1程度の事業所と接触したいと考えているわけでございます。

次に、厚生年金の規模別適用事業所数ということで、これは歴年でこう書いているわけで、昭和60年、平成2年と来ているわけでございますが、直近の平成22年9月を見ていただきますと、構成比でございます。こちらの適用事業所になっていただける方は、やはり小さいところが多く、5人未満が56.0%、5人～29人が35.1%となっているわけで、大きいところは2.7%となっておりますが、大きいところは従業員の方の数が多いので、数としては多くなっているといったところでございます。

その次に、厚生年金の規模別の未適用事業所数、要は適用になっていない事業所でございますが、こちらも構成比でございまして、見ていただくと、やはり5人未満の小さい事業所は85.2%、数でいいますと9万1,000で、構成比でいうと、先ほど言いました未適用事業所総数の10万のおおむねを5人未満が占めているといった形になってございます。

次に、「8.」の保険料収納率等の推移でございまして、こちらも22年度を見ていただければと思います。保険料決定額、保険料収納額、不納欠損額といきまして、端的な数字としましては保険料収納率を御覧いただければと思います。厚生年金保険に関しましては97.8%ということで、21年度が98%でございましたので、微減してございます。協会管掌健康保険につきましても、それと同じで0.2ポイント減少、船員保険につきましても2%強減少してございます。

滞納事業所数に関しては16万2,000ということで、適用事業所数が170万でございまして、10分の1程度が滞納しているのでは、ということになっております。ただ、収納率自体は97.8%ですので、滞納しつつも払っていただいている方が多いのかと思います。差押えにつきましては1万3,000件。口座振替実施率、これも大事な施策ですが、厚生年金につきましても81.6%、協会管掌健康保険で82.8%、船員保険で68.4%となっております。口座振替につきましても、非常に強く勧奨しているところでございますが、零細のところは特に資金繰りが苦しいので保険料を払うのを1日でも遅くしたいということで、なかなか入っていただけないという現状があるところでございます。

次に、「9. 規模別滞納事業所数の推移」でございまして、これは構成比になっております。どういったところが滞納しているのかといいますと、これも予想に違わず5人未満の零細事業所が件数としては圧倒的に多く、構成比でいいますと72.6%、5人～19人の事

業所が22.4%ということで、滞納者の構成比でいいますとその辺りがおおむねを占めるといふ形になってございます。

次に、「10. 適用事業所規模別滞納事業所割合」ということで、これは構成比ではございません。5人未満の事業所であれば100件あれば9.95滞納していると、5人～19人であれば100件あれば5.56ということで、小規模のところはやはり滞納しやすい傾向が出てございます。

最後でございますが、「11. 厚生年金保険の適用事業所の適用拡大の経緯」ということで、これは昭和60年以来拡大してきているということを表にまとめたものでございますが、上が法人、下が個人事業所になっております。適用業種というのがほぼ全ての業種を網羅しておりまして、非適用業種というのは農業とか自由業の方と御理解いただければと思えます。○になっているものが昭和60年改正前からの適用、◎が昭和60年改正以降ということで、5人以上だったのが5人未満になって、非適用業種にも、農業、自由業にも拡大されていくといった形で拡大してきているところでございますが、個人事業所につきましては、適用業種の方で5人以上だけという構成になっているところでございます。

以上、走らせていただきましたが、私からの説明とさせていただきます。

【町田国民年金部長】 続きまして、日本年金機構国民年金部長でございます。国民年金の適用・徴収業務につきまして、概要を御説明申し上げます。

説明資料2-2でございます。1ページおめくりいただきまして、国民年金事業の概要図ということで示させていただいております。国民年金事業は、大きく適用と収納とあるわけですが、まず左側、適用業務でございます。二十歳になられますと資格取得届を市町村に提出していただく、そして年金事務所に報告していただくということになるわけでございます。その上で保険料の収納業務が、右側半分ぐらいでございますが、納付書を送付いたしまして保険料を納付していただくということになるわけでございますが、その中で未納の方がいらっしゃいます。その未納の方の流れが大きく三つございます。一般的な納付督促、それから強制徴収、それから免除等になるわけでございます。納付督促の手法といたしましては、電話、戸別訪問、文書ということになるわけでございます。強制徴収の流れでございますけれども、一番右端でございます。文書による催告状、最終催告状、督促状、差押えという流れになります。免除申請等の流れでございますけれども、免除申請の勧奨をいたしまして、市町村に届出をしていただくということになるわけでございます。そこで所得の審査をしていただいて、年金事務所でもさらに審査を行う。その結果として、承認・却下ということになるわけでございます。真ん中辺りに点線で書いているところで

ございます。民間委託対象業務ということで、市場化テスト事業ということで、平成19年10月から公共サービス改革法に基づく市場化テスト事業を実施しているところでございます。これは未納者に対する保険料の納付督促業務と、強制徴収を除きますが、免除勧奨業務を民間委託しているところでございます。

続きまして3ページ目でございます。具体的に未納者に対する保険料収納対策ということでございますが、市町村からいただく所得情報を基に未納者を強制徴収対象者、また納付督促の対象者、免除等の勧奨対象者と大きく区分いたしまして、更に未納の月数ごとに細分化いたしまして、その属性に応じた督促・勧奨方法等を行っているわけでございます。それを図にしたのが下の図でございます。一番左に所得層がございまして、一番上が強制徴収対象者ということで高所得の方、真ん中が中間所得の方で一般的な納付督促の対象、一番下が低所得の方で免除等の勧奨対象となっております。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思っております。右上に「資料1」と書いておりますが、これは去る7月13日に平成22年度の保険料の納付状況ということで公表した資料でございます。平成22年度納付率、現年度分でございますが、59.3%ということで対前年度比で0.7%のマイナスでございます。低下幅につきましては、前年度と比べて縮小はしておりますが、非常に厳しい状況であることには変わりはありません。前年度、21年度におきましては、対前年度比で△2.1ポイント、今回は△0.7ポイントでございます。そのような中でも21年度においてはプラスの事務所というのはなかったわけでございますが、今回は60の事務所で前年度よりもアップしている状況がでございます。そして、下のところで、「②過年度分の納付率」とありますが、平成20年度分、2年間の保険料徴収ができるわけでございますので、20年度分の最終納付率でございます。66.8%ということで20年度末の現年度分と比較しましてプラス4.8ポイントとなっております。平成22年度の現年度納付率につきましては、先ほど言いましたように、0.7ポイント低下しているわけでございますが、納付率低下の要因としては、年齢構成の変化によりまして納付率の高い高齢者の方が抜けていったということ、また市場化テストということで事業を実施しているわけでございますが、戸別訪問の重視ですとか受託事業者との連携強化をやってきたわけですが、いずれも年度途中からの取組ということで十分な効果を上げられなかったということがございます。さらに、3月に発生しました東日本大震災の発生以降、被災地における納付督促、強制徴収を停止したこと、また市場化テスト業者のコールセンターが仙台にあったということもあって、その影響もあるということでございます。

続きまして11ページを御覧いただきたいと思います。公的年金制度における未加入者・未納者の推移でございます。ここで言うております未納者ですが、24か月未納の方を対象としております。それから未加入者につきましては、公的年金状況等調査というものを厚生労働省で行っているわけですが、これは平成16年に実施して以降行っておりませんので、19年度の推計した数値を仮置きしているところです。後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、13ページを御覧いただきたいと思います。これまでの納付率の状況でございます。直近では、平成17年に67.1%ということで一旦上がったわけですが、それ以降、下がっているという状況でございます。

飛びまして26ページを御覧いただきたいと思います。「収納対策のスキーム」という概念図を載せております。先ほど申し上げましたように、所得情報に応じまして強制徴収対象、納付督促対象、免除等対象ということで、各々どのような実績があるかを表にしたものがございます。これも後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、これらを踏まえまして平成23年度の収納対策ということで27ページ以降に掲載しておりますが、まず一点目、組織的な取組の強化ということで、進捗状況に係る管理の強化ということで、今回、保険料収納対策が低調な年金事務所を指定させていただきまして、指導を徹底していくこととしております。これは29事務所、ブロックごとに指定して今年度管理していこうと思っております。②の市場化テストの適正化でございますが、丸の二つ目、受託事業者に対する連携強化というところを意識しまして、日本年金機構の職員として債権回収業務の経験のある方、民間出身の職員の方を本部及びブロック本部に配置して指導の体制の強化を図っていきたいと思っているところでございます。

次の28ページでございます。強制徴収などの取組の強化ということで、集合研修の実施については、これまでもやっているわけですが、22年度に比べ、規模等も拡大しまして、職員のスキルアップを図っていきたいと思っております。また、国税庁への委任についても対応していきたいと思っているところでございます。④新規適用届へのアプローチ強化ということで、届出がない場合の資格取得の手続で、いわゆる職権適用を行っているわけですが、これまで以上にしっかりと確実にやっていきたいと思っているところでございます。それから関係機関との調整ということで、3号記録不整合問題でも出ておりますが、現在、健康保険組合から被扶養者から外れた情報を頂いてないわけでございます。そういう面から必要な情報を入手できるように関係者と調整を進めることとし

ております。

次の29ページでございますが、⑤で口座振替制度の推進、⑥で公的年金制度の普及・啓発ということで、「ねんきん月間」というものを11月に定めまして、今後取組を強化していきたい、周知等をやっていきたいと思っているところでございます。

それから、30ページでございます。現行の年金制度の改善に向けた検討ということで、御案内のとおり社会保障・税一体改革の中で、国民年金の適用・収納対策の一層の推進を図るということで厚生労働省を始め検討していただいたところでございます。あわせて共通番号の活用ということで、社会保障・税に関わる番号制度の導入に向けた議論、これを踏まえた取組を検討していくこととしてございます。

非常に簡単でございますが、以上、国民年金の適用・徴収業務につきまして概略を御説明申し上げました。よろしくどうぞお願いいたします。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明について、御意見、御質問があったら、御発言をお願いします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

まず、厚生年金の適用拡大についてお尋ねいたします。資料2-1の3ページで2の(3)、適用事業所総数の4分の1相当以上の事業所調査をするとありまして、今年の定時決定から事業所を呼び出して調査をしていらっしゃると思うのですが、主にしているのはパート、アルバイトで、勤務時間数がそれ相応に多くなった人たちの加入状況のチェックが主体でしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 お答えさせていただきます。

事業所調査というのは、それこそ役員の方、正社員の方、パートの方も含めたところで、適用されている事業所で適正にされているかということ进行调查しておりますので、そのうちのパートに着目してやるところもあろうかと思えます。しかし、これは既に適用事業所の部分の話でございますので、その標準報酬月額などが適切に算定されているか、そういったことを全般的に見るということをしております。

【吉山委員】 わかりました。報酬のチェックをあまりしていらっしゃらないようにお見受けしたのでお尋ねしました。

【岡村厚生年金保険部長】 今まではやっていなかったもので、最近はやろうということで頑張っているところでございます。

【吉山委員】 分かりました。

それと、9 ページに未適用事業所数が出ていますが、5 人未満のところが多、資金繰りの関係だと思いますが、ほかに何か理由があるとお考えのところはありますか。

【岡村厚生年金保険部長】 5 人未満のところでも、決して無年金というわけではなくて、国民年金には入られていると思うんです。厚生年金に移行するに当たって、会社負担の話などいろいろあると思いますが、働いている方としてはそちらのほうがいいんでしょうが、会社の方は正直やりたくないという方もいらっしゃるのかもしれないということで、入っていない方に何で入っていないかという意向調査をしたわけではないので分からないんですが、そのような推測が働くのかなど。

【吉山委員】 分かりました。会社としては負担が増えてくるので入りたくないというところは、5 人未満のところは多いと思いますし、従業員の側からすると手取りが減りますよね。それと、今、非正社員は勤務時間が大体正社員の 4 分の 3 以上だったら厚生年金に入れという説明をしていらっしゃると思いますが、例えばパートの女性で旦那さんの扶養になっている人でしたら、被扶養者のままのほうがずっと得な制度に現在はなっていると思います。第 3 号被保険者だから国民年金を払わなくてよくて、年金だけではなく、健康保険も被扶養者であると保険料の負担もないというところで、適用拡大を進めていくと、労働する時間を減らす傾向にあるのではないかとと思うんですが、その辺りは調査していく段階で見えてきたものはありますか。

【岡村厚生年金保険部長】 そういう制度設計に基づく被保険者の方の行動というのは確かにあると思うんですが、うちは執行官庁でございまして、制度についてはコメントできませんし、どうしてそういう行動をするのかという観点からの分析というのは、まだやったことはないというのが事実でございます。申し訳ございません。

【吉山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【郷原委員長】 今の表ですが、未適用事業所数とパーセンテージの母数というのは何なんですか。5 人未満の事業所数とか 5 人～19 人の事業所数というのは、事業所の数は何に基づいて算定しているんですか。

【岡村厚生年金保険部長】 未適用事業所の数の算定というのは、法人の登記情報ですか、あるいは、先ほど一番初めのフローのところの説明させていただきましたように、国土交通省運輸局の陸運局から、陸運業者でこういう人が開業しているんですが保険に入っていますかという情報提供を総合して合わせた結果が大体 10 万ぐらいです。

【郷原委員長】 未適用じゃなくて、全体での事業所数がどれだけあって、その中で適

用されているのがどれだけあるかということが分かれば。

【石塚理事】 この10万事業所というのは、雇用保険やいろいろな情報が年金事務所に来るわけですが、その中で個別に当たって行って、確かに稼働実態があるとか、事務所で、固有名詞ベースでここは未適用事業所だというのが押さえられた数字が10万8,000という数字でございます。ですから、例えば雇用保険のデータと比べると、まだ30万事業所ぐらいの差があるのではないかとか、あるいは、国税等のもともとの法人事業所数と合わせると件数ベースで100万ぐらい差があるのではないかと、いろいろな数字の御指摘はありますが、ここの数字は個別に潰して行って、年金事務所で把握しリストを作れた事業所数ということなんです。

ただ、今たまたま10万8,000となっていますが、やはり今年度はそういう指摘も多いものですから、雇用保険のデータと全件を突合してぶつけてやろうということで今年度作業しております、まだ作業途中ですが、その結果で相当増えるのではないかと考えております。

さらに、法人情報も、これは厚労省で今調整していただいています、法務省からの法人登記情報のデータを定期的に頂けるような調整もさせていただいていますので、それが実現すれば、また100万などと言われている数字も徐々に実態が解明できていくのではないかと考えています。

【郷原委員長】 たしか、昨年この数字について説明していただいたときにも、事業所の規模別の収納率がどうなっているかということ聞いたんですが、それはどうなっているんですか。特に5人未満とか小規模事業者における収納率がどうなっているのか。

【石塚理事】 収納率というずばりの数字はありませんが、逆に言いますと、滞納事業所割合というのが11ページの10に出ていますので、ずばりの収納率の保険料額ベースではないのですが、5人未満でいうと9.95%ですから1割ぐらいは滞納していると。50人以上であれば1.8%ということで、滞納している事業所の割合が少ない。額単位の数字ではありませんが、このような数字です。

【郷原委員長】 金額ベースの数字はないんですか。

【石塚理事】 金額ベースの数字は、残念ながら統計を取れておりません。

【郷原委員長】 というのは、前も言ったと思うんですが、いわゆる年金改ざん問題の背景には、小規模事業者の場合に、実際滞納してしまうと、いろいろとフローチャートに書いてありますが、取れない場合がほとんどだろうと思うんです。財産が無いので、任意

に払ってくれない場合は。しかも、標準報酬月額が本当に実態に合っているかどうかというの確認も難しいということで、収納率がどうしてもそのまま額面どおりやっていると低下せざるを得ないので、それをある程度カバーするような便法として標準報酬月額の遡及訂正が行われていたのではないかという見方をしていたんですが、そうだとすると、遡及訂正を行わなくなったことに伴って、このぐらいの小規模事業者の収納率が低下しているんじゃないかと思ったんですね。それが実際どうかということを確認してみる必要があるということで、たしか1年ほど前にお聞きしたんですが、その後もそういう統計は取られてないんですか。

【石塚理事】 保険料の徴収率ということになりますと、各事業所の保険料調定額全部並べて、それで取れたような数字をまた規模別に分析する作業になりますが、今の機構が持っている情報ではすぐに出ない、ずばりの収納率はなかなか出せない状況でございます。それに近い数字ということで、規模別でどれくらい滞納している事業所があるのかという意味で11ページの表を示させていただいたものでございます。

【高山委員長代理】 適用と徴収は、日本年金機構にとってはまさに中核業務の一つでありまして、これをきちんとやってもらわないと信頼回復もなかなか難しいのではないかと考えております。ただ、適用にしても徴収にしても、きちんとやろうとすると、それなりのマンパワーと時間を投入しないとできません。今の適用の実態からすると、5人未満の事業所が全体の50数パーセントになっています。現在、未適用となっている事業所を今後、さらに徹底して適用しようとする、零細企業の割合が更に増えると思うんです。

そこで、まず第1に、行政コストの実態をサンプル調査なり何かをなさって調べていただきたい。企業規模別に、どのぐらいのマンパワーや時間を使って徴収や適用をしているのか。その結果、どのぐらいの保険料収納や徴収につながったかを、数字で出していきたいんです。おそらく、規模の小さいところほどマンパワーや時間が掛かる割に徴収率はあまり上がらない、行政効率が悪いということになるのではないかと。収納率を上げます、適用事業の割合を100%にもっと近づけますということが仮にゴールだとしたら、お金を掛けないとできない。どのぐらい金をかけたらどのぐらいのことができるか。そういうことも含めて調べていただきたい。

二点目。日本年金機構になってから、悪質な事業者、あるいは個人に対して国税庁を通して強制徴収するということになりました。そこで、国税庁を使ってどのぐらいのことをやったのか、昨年度の実績に関する資料をご提供いただきたい。以上です。

【石塚理事】 後者の国税庁委任からお答えしますと、昨年までは厚生年金、国民年金ともに国税庁に委任した実績はありません。

【高山委員長代理】 件数はゼロですか？

【石塚理事】 ゼロです。ただ、その前段の作業として、例えば、厚生年金ですと滞納額1億円以上で24か月など基準がありますので、それに該当する企業のリストアップをして、いろいろな調査をして、国税庁に委任するための事前準備の作業はしております。その過程の中で、「あなたはこのままいくと国税庁委任になります」ということを言った効果で納付に結び付いたところもありますし、国税庁委任の手続を進めていく中で、残念ながら倒産等になって国税庁に委任する前に執行停止せざるを得なかったようなケースなど、もろもろがありまして、最終的に国税庁にお願いする案件の実績までは上がっていません。ただ、事務所ベースでいろいろな選定作業をして、各国税局とは、水面下では打合せはいろいろとさせていただいている状況でございます。

1番目の行政コストの問題は、どういう形でやるか大変難しいとは思いますが、今後、機構全体で、業務量調査等も少し行っていかなくてはいけないと思っていますので、そういう中でどのような分析ができるか、これからの宿題と受け止めさせていただいて、研究してみたいと思います。

【村岡委員】 今の話ですが、8ページの表を見ると、100人以上の適用事業所が構成比で大体3%ですから、5人未満の40%に比べると、約15分の1くらいですか。ですから、多分、単純なコスト計算をすれば、100人以上を狙うほうがコストパフォーマンスはいいだろうと思うんですが、コストパフォーマンスがいいからそこを狙うというのは、別の意味でいうと、法の下での平等性がおかしくなりますよね。だから、その辺りはいろいろとお考えいただいてやったほうが良いと思います。

それと、日本年金機構は法律に基づいて、はっきり言えば、取らなければいけないものは取るというお仕事でしょうから、私もいろいろ友人がいるんですが、このようなところで言うべきことではないと思いますが、やはり5人未満は結構厳しいところがたくさんお有りですね。そういう意味でどれぐらい厳しいのかとか、難しいとは思いますが、そういうデータもある程度そろえておかないと、これだけを見てどんどん取るということになると、かえって、せっかくの日本の底力が無くなってしまいますよね。

それとやはりそもそも、年金に対して、はっきり言って私の学生も将来の希望を無くし

て、国民年金をなぜ払うんですかと言うほどですから、やはり年金改革ですか。今ちょっと頓挫しているようですが、そういう根本のところをきっちりやっていただかないと、特に、国民年金のほうは若い人はなかなか払うインセンティブが湧かないようなので、是非、その辺りは政治のほうだと思うんですが、よろしくお願ひしたい。やはりインセンティブが湧かないものを一生懸命払え、払えと言っても、なかなか払いにくいですよ。その辺りをよろしくお願ひします。

【岸村委員】 厚生年金で二、三点確認させていただきたいんですが、我々も国民健康保険の保険料では、徴収も非常に苦勞しているんですが、年金との最大の違いは、年金の未納というのは本人あるいは配偶者の受給権そのものに関わってくるということで、確認なんですが、まず適用のほうで職権適用みたいなことを、事業所を訪ねてしているんですが、これはおそらく5人未満が多いと思うんですが、その場合に、おそらく5人未満は何も加入していないのではなくて、国民年金に加入しているのではないかと先ほどおっしゃっていましたが、厚生年金を適用するということは、それをやめさせるという処理を指導しているということなんでしょうか。

【石塚理事】 そういう指導をしているというか、厚生年金に入りますと自動的に1号資格は喪失になりますので、結果として、厚生年金を職権適用した段階で、1号被保険者が2号被保険者になるということです。

【岸村委員】 そうなると、統計上は1号被保険者でも60%の納付率があることになるんですが、それが今度、事業者が未納となると、先ほど、滞納処分までいって、換価までいって保険料が取ればそれは御本人の受給権は守られますが、取れない場合は、御本人の記録というのはその後どういうふうに登録されるのかされないのか。

【石塚理事】 厚生年金は制度上、適用になると、事業主が保険料を滞納しても被保険者の受給権というか、記録としては将来に結び付くという制度で、国民年金と、その点で体系が異なります。国民年金は納めなければ受給権は発生しませんが、厚生年金は日本年金機構なり行政がきちんと適用した段階で、保険料を取る最大限の努力をするわけですが、仮に、結果的に取れなくても受給者には不利益は及ばないという制度の仕組みになっていますので、そこは国民年金と大きく違うところです。

【岸村委員】 そうなると少し安心するところなんですが、そうすると、極端な話、長期にわたって未納であると、企業は助かって、本人の受給権は守られるんですが、その保険料はどなたの負担で賄われているという理屈なんでしょうか。

【石塚理事】 日本年金機構としてお答えするのがいいのかどうか分かりませんが、制度的には厚生年金保険全体で賄っているということだと思います。

【岸村委員】 滞納処分にいくのもそうなのですが、ここで本人の記録が守られるとなるとちょっと難しいかもしれませんが、本当ならばその事業所に、従業員にもこの事業所は滞納しているんですよと周知をしてしまうと。もしそういうことになれば相当の効果があるのではないかと思います。今聞いたんですが、ただ、御本人は守られるとなると知らないほうが幸せなのかもしれないですが、本当は企業に注意するためにも、従業員に知らせますよというような部分があったほうがいいのではと思うんですが、それは答えがなくてもいいですが、何かありましたらお願いします。

【梶尾年金課長】 まず大前提として、事業主は従業員の方から、給料から保険料を天引きしているわけですので、天引きはしたんだけど、それを何らかの事情で納めなかったというケースなのか、そもそも天引きもしていないのかという、いろんなパターンのケースがあるかと思います。天引きもしたけども、納めていないというケースにつきましては、記録回復の過程で事業主に対して後から払っていただくということも含めて対応してございます。

あと、今ご指摘のあった、個々の事業者が滞納していますということ、従業員にお知らせするという点については、どういうやり方なのかよく考えてからでないと、即答は難しいかと思います。

【郷原委員長】 先ほど、金額ベースの数字は特に統計は取っていないということだったんですが、滞納事業所の割合から見ても、20年度末ぐらいから5人未満、5人～19人、20人～49人、やはり全体的に上がっていて、小規模事業者の収納率は相当落ちているだろうと考えられるんですね。今の岸村委員のお話もあったように、私もかねてから指摘しているところですが、小規模事業者に対して大規模事業者と同じように厚生年金の制度を適用することにもともと無理があるのではないかという指摘をずっとしてきたんですが、その点については厚労省では何かお考えになっていることはあるんですか。

【梶尾年金課長】 これは確かに1月にもそういった御質問をいただいて、局長から、縮小するという方向のことは考えていませんということを申し上げたかと思いますが、給与を得て働くサラリーマンでありながら国民年金に入っているという状態の方々が、国民年金の被保険者の中で、今4割ぐらいいるということや、そういった方の国民年金の納付率が低いというのはこの資料2-2にも入っておりますが、そういった方々ができるだけ

厚生年金という、サラリーマンとしての年金を受けられるような形にすること、国民年金に魅力がないというご指摘も先ほどありましたが、そういった方向でというのが現在の基本的な考え方だと思っております。その上で、そういった小規模な事業所に対しても、適用・収納でどのような工夫をしていくかということが課題なのではないかと思えます。そうではなく、今、頑張っって厚生年金の対象にという形でやっているものを、国民年金のほうへ入れてしまえという方向性では、基本的にないのではないだろうかと考えております。

【郷原委員長】 国民年金へという選択肢もないではないと思うんですが、そうではなくて、厚生年金という制度の中で、大企業向けの制度を中小企業向けにそのまま適用することが適切なんだろうかという問題意識なんです。

【梶尾年金課長】 その点につきましては、この資料2-1にも、大企業だけではなくて中小企業にも同じような制度をやってくれということを、国会からもずっと言われてきて、法改正が行われ、現在の状態に至っているということを記載しております。その後、では今の足元の状況を見てどうかということかもしれませんが、大企業だけではなくて、中小企業も同じような制度をとということが基本だというふうに思っております。

【逢坂政務官】 今日の話聞いて、私から二つ、多分次回に向けてになろうかと思うんですが、指摘をさせていただきたいと思えます。

先ほど高山委員長代理からも指摘がありましたが、マンパワー、あるいはお金の問題というのは非常に大事だと思います。しかし、全ての職場において十分なマンパワーがあつて、十分な資金があつて、全ての仕事ができるわけではないというのも、これもまた現実だと思います。その際に、日本年金機構が主に中心になるかと、もちろん厚生労働省も一緒なんです、職員の使命感といひましようか、我々が担っているこの仕事は極めて大事であり、それをどう達成するのだという使命感のようなものを、どうやって育てていくかということが極めて大事なポイントだと思います。

自分のことを言つて大変恐縮ですが、私が税の徴収の仕事をしていたときに、例えば、新聞記者に「夜討ち朝駆け」というような言葉があるようですが、まさに滞納者と接触する際に、相手の人権を侵害しない範囲でそういうことは日常的に行つて、滞納者と接触をして、少しでも税を納めていただくということをやりました。あるいは年末、12月31日に御自宅へ訪問するなんていうことも、これももちろん相手の人権を侵害しない範囲でいろいろとやった経験がございます。そういう使命感を日本年金機構として、どういう形で高め、あるいは維持し、あるいは日常的にチェックをするのかということについて、是非

よくお考えいただきたい。そのことについて、こんなことをやっている、あるいはこんな取組をしているがまだまだ課題が多いとか、今後こういうところを取り組まなければいけないということを、是非次回また御報告いただきたいと思います。これが一つです。

それから二つ目ですが、適用と徴収というのは、これは非常に大事なことであるというのは論を待たないわけでありますが、正直申し上げまして、これはなかなか大変な仕事です。本来入るべきなのに入りたくないという人、本来入らなければならない事業所なのに、様々な理由で入る必要はないんだと頭から考えている人に対して、入ってくださいと言うのはなかなか大変であります。それから先ほど、岡村部長が言ったとおり、滞納というのは初期の段階で早めに手当をすると、後のエネルギーが少なく次の解決へ向かっていけるんですが、雪だるまのようになってしまっただけからでは、ほとんど解決が不可能なものも多いと思います。これは非常に大変な仕事だと思っています。しかし、それを何とかやっていくのが、私も含めて我々に課せられた使命だろうと思います。

その際に、先ほど岡村部長が非常に重要な発言をしたと私は思っておりまして、「日本年金機構は執行官庁であると、だから制度の部分には言及しがたい」というような発言をされたかと思うんですが、それは確かに建前上はそうだと思います。しかし、制度を改善し、向上していくためのヒントはどこにあるのかというと、これは現場にしかありません。厚生労働省や日本年金機構の机上にはないんですね。現場を回っていろいろと実態を肌で感じて、その上で、やっぱりここは改善すべきだなとか、あるいは制度設計全体もこういうふう直さなければいけないという、ある種の切り口が現場にたくさんあるのだと私は思います。

したがって、ここから先は厚生労働省と日本年金機構両方をお願いしたいのでありますが、年金制度全体の大改革などという大上段に振りかぶった話ではなくて、この年金制度を、小さなところの改善から、中程度の改善・改革まで、日常的にどんなスキームでやろうとしているのかということは明確にしておく必要があるのではないか。特に現場との連携ですね。現場でいろいろなトラブルがあったり、いろいろな不都合があったり、先ほど吉山委員から指摘がありましたが、制度設計の都合上、どうしても年金に入らないほうが都合がいいというような人も中にはいるわけですね。だから、そういうことも含めて現場から見えてくる制度の課題、それを制度の向上のために反映しない手はないわけでありまして、それは日本年金機構、厚生労働省、どちらが執行官庁であり、どちらが制度官庁であるかなどということ乗り越えてやらなければいけないと思っています。この辺

りについて、是非しっかり考えていくべきではないかなと私は思いましたので、次回、実は我々はこう考えているんだとか、現場の声をこう吸い上げて制度の改善につなげているんだとか、そういうのをまたお知らせいただければ、より建設的な方向へ向かっていけるのではないかなと思います。

以上二点、よろしく願いいたします。

【薄井副理事長】 後段のほうについて一言だけコメントさせていただきますと、先ほど制度は年金局と申し上げましたが、年金機構が制度の改善について物を言わないということでは全くございません。逢坂政務官がおっしゃられたように、現場からの声、それからお客様からの声というのがございます。こういうふうなものを受けて、年金機構としてはこういうほうがいいのではないか、大きいもの、小さいものありますが、そういうふうなものは年金局に、厚労省のほうにぶつけると。ただ、年金制度の理念とかそういうのがありますから、現場の声どおりできないものというのもやはりありますので、そこはそういうふうな意見交換を厚労省と年金機構の間で持ちながら進めていきたいと考えている、ということだけ申し上げておきたいと思います。

【逢坂政務官】 是非よろしく願いします。次回にまた期待しております。

【郷原委員長】 予定の時間がかなり過ぎていますので、この辺りにしようと思うんですが、今、逢坂政務官が言われたことに関連して、加入勧奨などに関しての外部委託が以前より割合が多くなっていますよね。この外部委託というのは今後も拡大していかれる方針なんですか。

【薄井副理事長】 日本年金機構の基本計画の中で、これは今、閣議決定されて、それに従ってやりますが、今、大きなものとしては市場化テストの国民年金のところ、あと年金相談のところ、こういったところが外部委託になっていますが、それ以外も、外部委託のほうが効率的にできるものは外部委託していくという考え方でございます。

ただ、一方で、例えば先ほど出ましたが、国民年金の強制徴収であるとか、こういうところは外部委託にそもそもなじみませんので、その辺りの仕分けをしながら効率的にできるものはやっていくと、こういうことが基本的なスタンスでございます。

【郷原委員長】 外部委託を拡大していく際に、別の問題に関しても言ったところなんですけど、外部委託をしてしまうと現場のことが年金機構の職員に分からなくなってしまう部分も出てくると思うんですよ。この問題についても、文書・電話による加入勧奨や訪問による加入勧奨というところが現場の実態を把握する上で重要な面もあるとすると、そう

いったところの外部委託が、逆にマイナスの効果を生じることもあるかもしれない。そういったデメリットもきちんと把握した上で進めていかないと、まさに現場の状況を把握して制度を考えていくという面でマイナスになるのではないかというところが気になるところなので、またそういう問題意識でやっていただきたいと思います。

それでは、ほかはないようでしたら、今日の委員会はこれで終了したいと思います。どうも御苦勞様でした。